九　当該信託契約の期間中に当該信託財産につき損失が生じた場合には、次に定めるところによること。

イ　当該損失の金額に寄附元本額の当該信託契約締結時の信託の元本の額に占める割合を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後に支出すべき寄附金の額から均等に控除すること。

ロ　当該損失の金額に交付元本額の当該信託契約締結時の信託の元本の額に占める割合を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後に委託者に交付すべき金額から均等に控除すること。

十　当該信託の信託契約の期間中の最後に行われる第八号の金銭の交付は、当該信託の信託財産から最後に寄附金を支出する日以前に行うこと。

十一　当該信託の信託財産の計算期間は、一月一日（信託契約の期間の開始の日の属する年にあつては、その開始の日）から十二月三十一日（信託契約の期間の終了の日の属する年にあつては、その終了の日）までであること。

十二　当該信託は、合意による終了ができないこと。

十三　当該信託の委託者が死亡した場合には、当該信託は終了し、その信託財産の全てを対象特定寄附金として支出すること。

十四　当該信託の受託者である法第四条の五第二項に規定する信託会社（第十四項において「信託会社」という。）の業務方法書に特定寄附信託に関する業務を行う旨の記載があり、かつ、当該受託者は当該業務方法書に従つて適正に信託業務を遂行すること。

8　法第四条の五第五項に規定する計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実として政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第四条の五第二項に規定する特定寄附信託契約（以下この条において「特定寄附信託契約」という。）の変更により、その信託財産を対象特定寄附金として支出することを主たる目的としなくなつたこと。

二　特定寄附信託契約又はその履行につき、前項各号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと。

9　特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する法第四条の五第三項に規定する特定寄附信託申告書（以下この条において「特定寄附信託申告書」という。）に記載された事項のうちに当該居住者と締結した特定寄附信託契約において定められた事項と異なるものがある場合には、当該申告書を受理してはならない。

10　特定寄附信託申告書を提出した居住者が、その提出後、当該特定寄附信託申告書に記載した当該居住者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「特定寄附信託異動申告書」という。）を、当該特定寄附信託の受託者を経由し、その居住者の住所地（国内に住所を有しない者にあつては居所地とし、住所又は居所の変更の場合には、その変更前の住所地又は居所地とする。次項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託の受託者にその者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託異動申告書に記載されている変更後の氏名又は住所若しくは居所が当該書類に記載された氏名又は住所若しくは居所と同一であることを確認し、かつ、当該特定寄附信託異動申告書に当該確認した事実及び当該書類の名称を記載しなければならない。

11　特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月十日までに、これらの申告書を当該居住者の住所地の所轄税務署長に送付しなければならない。

12　特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託の信託財産につき帳簿を備え、財務省令で定めるところにより、当該特定寄附信託の委託者別に、当該信託財産につき生ずる利子等の金額、当該信託財産から支出される寄附金の額及び委託者に交付される金額その他の事項を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

13　特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、これらの申告書の写しを作成し、当該写しを保存しなければならない。

14　その年において特定寄附信託契約を締結していた信託会社に係る所得税法第二百二十七条の規定の適用については、同条中「」については」とあるのは「」が受託者である信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）に規定する特定寄附信託（以下この条において「特定寄附信託」という。）を除く。）にあつては当該信託会社の」と、「受託者については」とあるのは「者が受託者である信託又は特定寄附信託にあつては」とする。

15　法第四条の五第六項の規定により所得税法第七十八条の規定が適用される場合における同法第百二十条第三項（同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書に添付し、若しくは当該申告書の提出の際に提示すべき書類又は法第四条の五第六項の規定により法第四十一条の十八の二若しくは第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における法第四十一条の十八の二第三項若しくは第四十一条の十八の三第二項の規定により確定申告書に添付すべき書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「規定する適格外国証券投資信託の下に「又は同条第三項に規定する外国年金信託」を加え、「適格外国証券投資信託」を「適格外国証券投資信託等」に、「適格外国証券投資信託の」を「適格外国証券投資信託等の」に改め、同条第三項中「この項及び第二十三項」を「この項及び第二十四項」に、「第五条の二第五項第六号」を「第五条の二第七項第六号」に改め、同項ただし書中「第五条の二第十一項（同条第十三項」を「第五条の二第十三項（同条第十五項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、「異なるとき」の下に「（当該非居住者又は外国法人が法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合にあつては、当該特例書類に記載すべき当該組合契約に係る組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項が、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項若しくは第十七項の規定による帳簿に記載若しくは記録がされ、又は次条第十四項において準用する第三十五項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された当該組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項と異なるときを含む。）」を加え、同項第一号中「第五条の二第七項第四十二項」を「第三十項及び第四十三項」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第十六項」に、「第五条の二第十八項」を「第五条の二第十四項」に改め、同条第五項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十六項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第六項中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同条第七項中「第五条の二第十一項（同条第十三項」を「第五条の二第十三項（同条第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同条第八項中「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に、「同条第五項第七号」を「同条第七項第七号」に、「同条第五項第八号」を「同条第七項第八号」に改め、同条第九項中「第五条の二第十一項（同条第十三項」を「第五条の二第十三項（同条第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条第十項中「同条第五項第七号」を「同条第七項第七号」に、「同条第五項第八号」を「同条第七項第八号」に改め、同条第四十九項中「第五条の二第二十一項第三号又は第二十二項第三号」を「第五条の二第二十三項第三号又は第二十四項第三号」に、「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十八項中「第五条の二第二十二項第三号」を「第五条の二第二十四項第三号」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十七項中「第五条の二第二十二項第一号」を「第五条の二第二十四項第一号」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十六項中「第五条の二第二十一項第三号」を「第五条の二第二十三項第三号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「第五条の二第二十一項第一号」を「第五条の二第二十三項第一号」に改め、